

強化指定選手規程(パラリンピック実施種目)

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟 (知的) 強化委員会

(目的)

第1条 パラリンピック大会で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手として認定し、指定する国内大会への出場、国際大会派遣、強化合宿等を通じて競技力向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟 (以下「当連盟」) 登録者。
- (2) 国際パラリンピック委員会 (以下「IPC」) 登録者。
※IPC登録についてはVirtus登録完了後でないと登録できない。
- (3) メディカルチェックで健康上の問題が無く、陸上競技を行う上で心身共に適した状態であること。
- (4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本を代表する選手としてふさわしく、別に定める強化指定選手等行動規程を遵守し、強化指定選手等誓約書を提出した者。
またアンチ・ドーピング規程、クラシフィケーション規程を遵守し、いかなる時も暴力やハラスメント等スポーツ・インテグリティに反する行為を起こさない者。
- (5) 当連盟主催/共催大会及び世界パラ陸上競技連盟 (以下「WPA」) 公認大会、日本陸上競技連盟 (以下「JAAF」) 公認大会・各地域パラ陸協主催大会において、別表の「2024年度 知的障がいクラス 強化・育成指定記録」の記録 (以下「強化指定記録」) を突破している者。

(強化指定選手の決定等)

第3条 強化指定選手の決定等は次による。

(1) 強化指定選手の決定

- ① 前条 (5) の基準に達している者から申請後、強化指定選手選考会 (以下「選考委員会」という。) で審査・決定する。
- ② 決定は毎年 4月1日付で行い 3月31日まで有効とする。
前年 1月1日～申請締切日の国内および国外競技会での記録に基づいて、申請締切日までに申請があった者を審査し、4月1日付で決定する。但し、当該年 (申請する年) の申請締切日から 1月31日までに強化指定記録を突破した新たな選手については、追加の審査・決定は妨げない。ただし、申請は 1月31日までとする。
- ③ 別途定める強化指定選手誓約書に署名提出した者。
- ④ 指定された選手は当連盟強化指定選手として登録される。
- ⑤ 女性アスリートが出産により競技を中断した場合、強化指定を受けた記録を出産した日より1年間に限り延長を認め、強化再指定できるものとする。

(2) 強化指定選手の取り消し

- ① 強化指定選手には、メディカルチェックを必要に応じて実施するが、医学的問題により競技力が発揮できない場合は指定を取り消すことができる。
- ② アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合は、いかなる理由があろうとも直ちに指定を取り消す。
- ③ 国際クラス分け規程違反の場合は指定を取り消すことができる。
- ④ 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は指定を取り消すことができる。

(指定ランク)

第4条 指定ランクは次による。

1) 強化 S 指定	別表による強化 S 指定記録を突破した者
2) 強化 A 指定	別表による強化 A 指定記録を突破した者
3) 強化 B 指定	別表による強化 B 指定記録を突破した者
4) 強化 C 指定	当該年において12歳以上 23歳未満で、別表による強化 C 指定記録を突破した者

注) 指定ランク条件の年齢は当該年度 12月31日時点とする。

(強化指定選手の遵守事項)

第5条 強化選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 海外で開催される WPA 公認大会に出場する場合は、必ず事前に大会参加申請書と結果報告書を提出すること。
- (4) 指定された当連盟主催等行事への参加協力
- (5) 練習状況の報告
- (6) 健康など医学的状況変化の報告
- (7) 当連盟、WPA、国際陸上競技連盟 (WA)、(公財)日本陸上競技連盟 (JAAF) などの規則. 特に競技者資格規定などは準用されるので注意が必要である。
- (8) 強化指定選手等行動規程および強化指定選手等誓約書 (別途定める)
- (9) 当連盟の規律規程 (別途定める)

(費用負担)

第6条 費用負担は次による。

- (1) 合宿や国際大会にかかる参加経費については、日本スポーツ振興センター (JSC) 競技力向上事業補助金を使用する。但し、指定ランクにより選手自身の負担金が発生することがある。
- (2) 当連盟が推薦し、日本パラリンピック委員会 (以下「JPC」という。) が派遣する総合国際大会 (パラリンピック、アジアパラ競技大会) の参加経費は、原則 JPC が負担するが、参加者自身の負担金が発生する場合がある。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の委員は下記のとおりとする。

- (1) 選考委員長は知的強化委員長とする。
- (2) 選考委員は、強化委員会副委員長と知的担当パート責任者とする。
- (3) 委員の任期は当連盟役員等の任期を準用し、再任を妨げない。
- (4) 選考委員会はメール等で書類審査とする。委員長は提出された申請書を選考委員に送付し決済をとる。
- (5) 選考委員会で強化指定選手として認定された後、メディカルチェックを実施し異常がなければ最終決定とする。

付則

この規程は令和6(2024)年4月1日より実施、施行する。

2024 年度 強化指定選手の申請について

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（知的）強化委員会

1. 強化指定選手の申請方法

- ① 強化指定選手規程ならびに強化指定記録を確認いただき、対象大会で記録を突破しているかを確認してください。

対象となる大会は以下の通りです。

- ・WPA公認大会（エンドース含む）・Virtus主催大会
- ・日本パラ陸上競技連盟主催・共催大会　・各地域パラ陸協主催大会
- ・日本陸上競技連盟公認大会

↓

- ② 強化指定記録を突破している選手は申請書ならびに大会のリザルト（コピー）を指定の提出先にメールで送付ください。

id-kyoka@para-ath.org

また、メールをお送りいただく際のタイトルは以下の通りをお願いいたします。

「2024年度強化指定選手の申請について」

なお、以下の大会については大会のリザルトの提出は不要です。

- ・第34回日本パラ陸上競技選手権大会・2023日本ID選手権大会
- ・2023ジャパンパラ陸上競技大会　・オール陸上競技記録会

↓

- ③ 申請書の確認後、対象選手に誓約書ならびに選手調書を送付します。

（提出後1 週間以上返信がない場合はご連絡ください。）

↓

- ④ 対象選手から指定の提出先へ誓約書ならびに選手調書を提出ください。

↓

- ⑤ 書類確認後、認定証を対象選手に送付します。

2. 強化指定選手の申請締切日

2024年4月1日付指定の申請締切は2024年3月31日となります。

（期日以降は、別途受付、別途研修）

3. その他

2024年4月1日付の強化指定選手についてはJPA強化・（育成）研修会へ原則参加となります。